

よくある質問

- Q 自動車販売業ですが、申請書は販売と修理業務で2枚必要ですか？
- A 物品の申請書と 役務の申請書の2枚提出して下さい。
- Q 様式2の取引希望及び営業経歴書は（物品・製造）と（役務）それぞれに必要ですか？
- A それぞれに優先順位を付して2枚必要となります。
- Q 「使用印鑑届」や「登記事項証明書」等の添付書類は、それぞれに必要ですか？
- A 通常は同じ印鑑となるので、1枚で良いです。
(違う場合は、会社名等も違うはず)
- Q 官公庁との取引事例について、取引が無い場合はどうしたら良いですか？
- A 物品の取引事例と役務の取引事例はそれぞれ必要ですが、
取引が無い場合は、取引無しで提出してください。
- Q 市町村民税の本店分とは？
- A 東京都に限り、特例で、法人住民税と一緒に市町村民税が
徴収されているため証明書も一枚で良いですが、通常は本
店の市町村役場で発行してもらえます。